

環境保全のための国際法と国内法の関係

上智大学法科大学院教授 北村喜宣

企画趣旨

日本の環境法は、国内的事情のみに対応していればよいわけではない。急速に発展する国際環境条約は、その締約国に対しても、条約目的の実現のために適切な法的措置を講ずることを求めている。国際法規の誠実な遵守は憲法上の義務であることから(98条1項)、国内環境法の基本的考え方や既存法に配慮しつつ、「国際環境法の国内実施」を考えなければならぬ。

こうした問題意識のもとに、北海道大学大学院法学研究科GCCOEプログラム「多元分散型制御の法政策学」のひとつとして、「環境条約の国内実施プロジェクト」(代表・児矢野マリ北海道大学教授)が設けられている。上智大学法科大学院環境法政策プログラム(SELAPP)は、第9回のセ

ミナーを、2012年6月9日(土)に、「日本における環境条約の国内実施の現状と課題」を副題とし、同プログラムと共同で開催した。今回のセミナーは、同プロジェクトにとつては中間報告的な意味がある。なお、これまでの開催記録は、SEELAPPのHPでご覧頂くことができる(<http://www.sophialaw.jp/environment/>)。

セミナーは、5本の個別報告、関連学問分野からの3つのコメント、全体討論の3部から構成された。以下、当日の状況を紹介する。

セミナーの概要

(1) 個別報告

児矢野マリ(北海道大学)「環境保全のための国際法と国内法の関係」は、本プロジェクトの壮大な全体像を提示するとともに、共通して用いる理論枠組みや用語、

研究のポイントをコンパクトに解説した。筆者として興味深かったのは、「環境条約の実効性」について、「環境問題の解決と関係者の政治行動の変化に係る、環境条約の目標達成に向けた進歩の有無および程度」と説明されたことである。国内法に引きつけられれば、政省令や条例も、「進歩」という観点から実効性論の射程に含めるべきかもしれないと考えた。

増沢陽子(名古屋大学)「化学物質の規制について」は、この10年ほどの間に急速に整備が進んだ化学物質規制に関する国際条約の動向を概観し、それらに対応してどのような国内法が整備されているのかを説明する。そのうえで、ひとつの条約にひとつの法律が対応するのではなく、複数の法律で実施体制が整備される実情が明らかにされた。さらに、これを「モザイク的条約実施」と特徴づけ、

それゆえに生ずる「微妙なズレ」が指摘され、それをいかに受け止めるべきかが論じられた。

鶴田順(海上保安大学校)「有害廃棄物の越境移動の規制について」は、バーゼル条約とその国内実施法であるバーゼル法の関係を整理したうえで、不法取引の実例として1999年に発生したいわゆる医療廃棄物の違法輸出事件を例にして、実施体制の問題点を指摘する。そのうえで、より効果的な実施体制の実現のために、同法および廃棄物処理法に関して、いくつかの法政策が議論された。

堀口健夫(北海道大学)「海洋汚染投棄の規制について」(児矢野代読)は、ロンドン条約および1996年議定書が示す予防的アプローチが国内法においてどのように受け止められているのかを論じた。とくに海洋汚染防止法の許可制度に注目し、同法の許可基準

が条約の要請を満たしているとはいえないのではないかとという視点から、いくつかの論点と課題を指摘した。

遠井朋子(酪農学園大学)「生物多様性の保全・自然保護について」は、ワシントン条約を通じた希少種保護の取り組みが、最初は既存法令により行われたが、後に個別法の制定による対応へと変化していった経緯を説明する。そのうえで、希少種保護法および外来生物法の規制システムの特徴を、予防的アプローチの観点から整理した。

(2) コメント

以上の報告をうけて、高村ゆか

り(名古屋大学)「国際法の視点から」、高村健(神戸大学)「国内法の視点から」、久保はるか(甲南大学)「行政法の視点から」、それぞれコメントがされた。これらのコメントは、いわば縦断的にされた個別報告に対して横断をさす意味を持つものである。

以下、いくつかの議論を要約しよう。国内法研究者であれば、研究対象とすべき個別法はほぼ所与として存在するが、国際法の国内実施という枠組みから見ると、そもそもどれを実施法と認識すべきかが問題となる。国際環境条約

が前提とする科学的不確実性は、国内法立法にあたって、その内容の決定にあたってどのような影響を持ちうるのかが実証的に確認されるべきである。そのほか、筆者としては、輸出入規制を伴うために、外為法や関税法が関係するが、これら通商法規は国際環境法の実施のために適切なツールといえるのかどうかに関心を持った。

(3) 全体討論

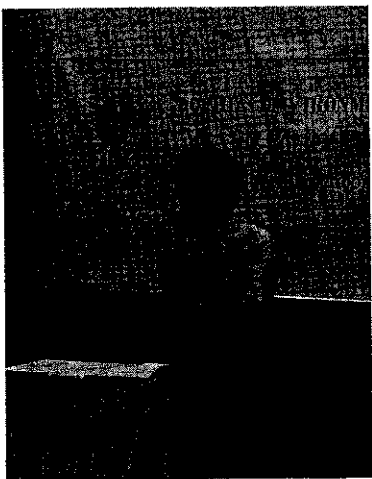
当日は、60名ほどの参加者があった。そのバックグラウンドの多様性を反映して、様々な角度からの質問やコメントが出された。そ

もそも条約はなぜ必要なのかという原理的質問は、プロジェクトメンバーに研究の足元を意識させることになった。条約批准の国会委員会審議では、論点についての認識が低い場合には十分な議論がされずほとんどスルーに近い形になっているという指摘もあった。

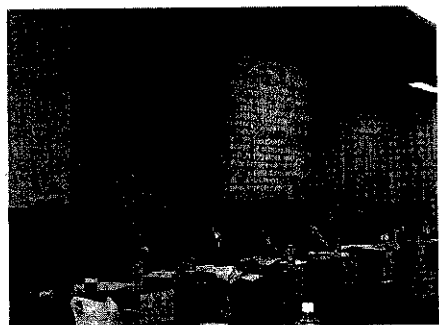
プロジェクトの今後

国際法学者、国内法学者、行政学者から構成される国際環境法の国内実施に関する研究プロジェクトは、おそらくこれが初めてである。筆者も議論に参加することがあるが、国内環境法研究者として、毎回学ぶところが多い。

今回のセミナーを通じて、プロジェクトに対して、研究の方向性や調査すべき論点に関する多くの示唆がえられた。研究の中間的時点において、到達点を確認し、外部からのコメントを積極的に受け付けるという意味で、それなりの成果があったように思われる。今後数年にわたる議論の進化・深化によって、研究はどのように展開するかの。今から、楽しみにしているところである。



▲冒頭報告をする児矢野マリ教授



▲報告者・コメンテーターによる全体討論